

議 案 名	富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	重度心身障害者の医療に係る助成金について、居住地特例対象施設の追加を行うため、富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	(1) 住所は有するが障害者手帳の援護地が他自治体になる 居住地特例対象者 を除外するための文言を追加するものです。 ・改正条文 第3条第1項第1号 (2) 住所は有さないが、他自治体の対象施設に入居し、障害者手帳の援護地が当市になる居住地特例対象者 認めるための文言を追加するものです。 ・改正条文 第3条第1項第3号、第4号 (3) 他の都道府県や市町村が実施するこの条例による医療費支給に相当する給付を受けることができる者がいた場合、その対象者を除外するための文言を追加するものです。 ・改正条文 第3条第2項第5号
施 行 日	令和6年4月1日

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）新旧対照表

新	旧
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費助成金（以下「助成金」という。）の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）又は被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）</p> <p>ア 他の市町村（特別区を含む。以下_____同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所し、入院し、又は入居している者</p> <p><u>イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者</u></p> <p><u>ウ 他の市町村長（特別区の区長を含む。以下この号において同じ。）が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費助成金（以下「助成金」という。）の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）又は被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）</p> <p>ア 他の市町村（特別区を含む。以下<u>この号</u>において同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所し、入院し、又は入居している者</p>

により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

エ 他の市町村長

が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

オ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

カ 他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

キ 他の市町村長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

ク 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に当該対象者の保護者であつた者（以下「保護者であつた者」という。）が市内に住所を有していた者を除く。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいない場合、保護者であつた者が住所を有しない場合又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において市内にあつた者を除く。対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け、市内に住所を有する者を除く。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しない場合又は明らかでない場合は、保護者の所在地が市内にある者を除く。）

ケ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の区域内に

イ 他の市町村長（特別区の区長を含む。以下この号において同じ。）が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

ウ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

エ 他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

オ 他の市町村長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に当該対象者の保護者であつた者（以下「保護者であつた者」という。）が市内に住所を有していた者を除く。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいない場合、保護者であつた者が住所を有しない場合又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において市内にあつた者を除く。対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け、市内に住所を有する者を除く。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しない場合又は明らかでない場合は、保護者の所在地が市内にある者を除く。）

キ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の区域内に

住所を有するとみなされる者

コ 高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者

(2) (略)

(3) 市から援護を受け、市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

(4) 市長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としてない。

(1)～(4) (略)

住所を有するとみなされる者

ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としてない。

(1)～(4) (略)

(5) 他の都道府県又は市町村が実施する医療費の助成事業により、この
条例による医療費助成金に相当する給付を受けることができる者